第1号の3様式

|  |
| --- |
| 加算申請申告書年　　月　　日　　　　墨田区長　　　　あて |
| 　 | 住所 | 　 | 　 |
| ふりがな氏名 | 　 | 電話番号 | 　 |
| 　私は、墨田区木密地域不燃化プロジェクト不燃化促進助成制度要綱に基づく対象確認の申請に当たり、次の加算事項について必要書類を添えて申告します。□　老朽建築物除却加算　・　不燃建築物への建替えに際し、既存の老朽建築物を除却します。　・　除却する建築物は、耐用年限の３分の２を経過している建築物又は災害その他の理由によりこれと同程度の機能の低下を生じている建築物です。　・　除却する建築物は、対象確認申請時、建替えに係る敷地において存在しています。□　建築設計加算　・　不燃建築物への建替えに必要な建築設計及び工事監理をします。□　建築工事加算・□準耐火建築物・耐火建築物以外から耐火建築物へ建替えを行います。・□準耐火建築物・耐火建築物以外から準耐火建築物へ建替えを行います。・□準耐火建築物から耐火建築物へ建替えを行います。□　共同化建築加算　　権利者の異なる複数の敷地を共同利用し、複数の権利者と1棟の建築物を建築します。□　協調建替え建築加算　　権利者の異なる一団の土地に、まちづくりに配慮した一体性のある建築物を建築します。□　賃貸用共同住宅建築加算　・　専有面積が50m2以上の複数の居室を有する賃貸用住戸が4戸以上あります。　・　1住戸につき1台以上の自転車を収容することができ、かつ、自転車の出し入れのための通路を有する自転車置場を設置します。　　　なお、自転車1台分の区画の大きさは、幅0.5m、長さ1.8m以上とします。　・　共同のごみ保管施設又は保管場所を設置します。□　主要生活道路沿道後退加算　・　敷地が主要生活道路に2メートル以上接しています。　・　計画幅員までの後退幅が10センチメートル以上となります。　・　後退部分に建築物の基礎等の地下埋設物はありません。　・　後退部分には、建築物を設けません。□　主要生活道路角地隅切り加算　　主要生活道路と主要生活道路が交差する角地において、計画幅員まで建築物等を後退させ、計画のとおり隅切りを行います。□　火気使用店舗等加算　・　火気使用店舗等を、不燃建築物に建替えます。※　□欄には、該当するものにレ印を付けてください。 |

(A4)